

須賀川市移住・定住促進住宅取得支援事業補助金交付要綱

[中古物件購入Q&A]

質問		回答	
Q1	申請はいつでもできますか。	A1	以下の要件をすべて満たしている場合、申請が可能です。 ・住宅購入の契約締結日から、6か月以内であること ・所有権の保存等の登記が完了していれば、登記日から3か月以内であること なお、「予算に限りがある」こと、「3月末までに事業が完了する」ことなどから、要件に該当する場合でも補助金を受け取ることができない場合があります。
Q2	昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された住宅を取得する場合の「耐震診断」については、いつまでに実施しなければなりませんか。	A2	住所移転する日までに耐震診断を実施してください。
Q3	建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令に適合していること、はどのように確認すればよいですか。	A3	建築確認及び完了検査を受けているかどうかにより確認します。